

第547号

主な記事

- ・コロナ禍でマイナス改定 (1面)
- ・コロナに感染した場合の対応 (2面)
- ・コロナ禍の税務調査 (3面)
- ・マイナンバーカード利用は自己責任 (4面)



発行所 岩手県保険医協会

〒020-0034  
盛岡市盛岡駅前通15-19  
TEL 019-651-7341(代)  
FAX 019-651-7374  
発行人 南部 淑文  
https://www.i-hoken-i.org  
購読料 年2,400円(円別)  
会員の購読料は会費に含まれています。

コロナ禍でマイナス改定

2022年度の診療報酬改定は全体でマイナス0.94%、本体はプラス0.43%とされ、コロナ禍前の前回改定の本体プラス0.55%より低く抑えられました。2014年から5回連続のマイナス改定で、本年に必要な初・再診料や入院料等の基本診療料の引き上げは行われていません。

新型コロナウィルスで

日本の医療制度の脆弱さが浮き彫りとなりましたが、コロナ禍で疲弊する医療機関経営の改善や地域医療の充実には到底結びつかない改定となりました。

新型新型コロナウィルスで日本の医療制度の脆弱さが浮き彫りとなりましたが、コロナ禍で疲弊する医療機関経営の改善や地域医療の充実には到底結びつかない改定となりました。

不十分な感染対策評価

今回、「外来感染対策向上加算」(6点)が新



内科のようす



歯科のようす

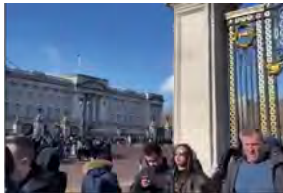
後発医薬品不足でも

後発医薬品(GE)メーカーをめぐる問題に端を発して医薬品供給が不安定化している中、後発医薬品使用体制加算におけるGE使用数量割合の基準が引き上げられました。

後発医薬品(GE)メーカーをめぐる問題に端を発して医薬品供給が不安定化している中、後発医薬品使用体制加算におけるGE使用数量割合の基準が引き上げられました。

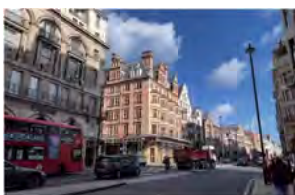
当会では、3月26日(土)、盛岡のアイーナで新点数検討会を行いました。今回はコロナ禍であることから、盛岡会場のみで開催とし、当日は医科65名、歯科73名が参加しました。医科は坂本公児副会

LIVEで旅の気分が味わえた ~ロンドン王道ライブツアー開催~



青空の下のパッキンガム宮殿 (周辺にはマスクなしの観光客)

2月25日(金)、コロナ禍だからこそホームで楽しめるオンラインツアーを開催しました。ツアーを開催するにあたり、パッキンガム宮殿からピカデリーサーカスマでのロンドン王道の観光地や街並みを散歩す



ピカデリーストリート

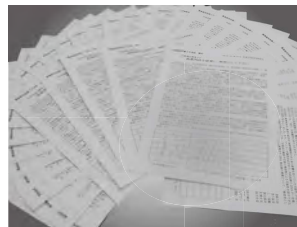
2月25日(金)、コロナ禍だからこそホームで楽しめるオンラインツアーを開催しました。ツアーを開催するにあたり、パッキンガム宮殿からピカデリーサーカスマでのロンドン王道の観光地や街並みを散歩す

日本では2018年に医学部入試の男女差別が大きな波紋を広げました。女性医師が増えるという声もあがり、過労死ラインを超えるような医師の過酷な労働環境がその背景にはあります。絶対的医師不足の日本では人口10万人当たりの医師数はOECD並みにするには約14万人の医師増が必要です。コロナ禍での医療崩壊の現状をみても医師数はじめ医療提供体制の安定確保は喫緊の課題です。医療界でもジェンダー平等をすすめる男女を問わず医師の人間らしい働き方を保障する事は、安全・安心な医療提供にもつながると考えます。

(小野寺けい子)

長、齊藤宏之、佐々木千恵子常任理事が、歯科は小山田榮二、黒田康之副会長、東山敬貴、米持武美常任理事が講師を務めました。当日参加できなかった方のために、保団連の新点数検討会の様子を動画配信しております。詳細は同封のチラシをご覧ください。

「乳腺外科医裁判 無罪を求める署名」ご協力のお礼



昨年12月に会員の先生方へご協力をお願いしました標記署名が131筆集まりました。署名は「外科医師を守る会事務局」に送付しました。ご協力誠にありがとうございました。

2月18日、最高裁第二小法廷は、外科医師を懲役2年の実刑とした高裁判決を破棄し、審理を高裁へ差戻す判決を出しました。2月20日、「外科医師を守る会」は、差戻し自体は稀なことであり、

高裁での無罪獲得に向けた重要な一歩であり、10万筆を超える署名や募金で運動を支えていただいた全国の支援者、医療関係者、諸団体の皆さんに敬意を表するとともに、差戻し審で確実に無罪判決を勝ちとるため、引き続きのご支援をお願い致しますと声明を発表しました。



### 新型コロナ 医師・歯科医師、スタツフが感染 した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大で、岩手県でも毎日200人を超える方が陽性となっています(3月10日現在)。会員の先生ご自身やスタツフが陽性、濃厚接触者となった場合の対応についてまとめました。

**Q** 医師・歯科医師またはスタツフで発熱等の症状がある場合は?

**A** 自宅待機とし、かかりつけ医または診療・検査医療機関の受診を促してください。検査結果が判明するまでは自宅待機としてください。

**Q** 「陽性」になった場合は?

**A** 発症日(0日目)から10日間が経過し、かつ症状軽快から72時間経過した場合に療養解除となります。無症状の方は検体採取日から7日間無症状のまま経過した場合、8日目に療養解除となりますが、10日間経過するまでは、健康状態の観察、感染拡大リスクの高い場所の利用や会食等避ける、マスクを着用などの感染対策が求められます。

**Q** 濃厚接触者の判断は?

**A** 濃厚接触者の定義

- ・適切な感染防護なしに陽性者を診察した者
- ・陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・マスクなし等で1m以内で15分以上の話をした者
- ・陽性者の同居者
- ・陽性者との長時間の接触者

**Q** 濃厚接触者に該当するのはどういう場合?

**A** 濃厚接触者かどうかについては、スタツフの接触状況を踏まえて判断します。次の場合は濃厚接触の可能性が高いです。

**Q** 濃厚接触者と判断した場合は?

**A** 濃厚接触者は不要不急の外出は自粛し、7日間の待機期間(8日解除)が必要です。症状がある場合は検査受診を促します。

### 濃厚接触者の待機期間

濃厚接触者の定義	0日目・最終接触日							
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
エッセンシャルワーカー(医療従事者含)	不要不急の外出自粛			検査	検査	解除		
勤務を継続する医療従事者	検査	検査	検査	検査	検査	解除(陰性の場合)		
それ以外の濃厚接触者	不用不急の外出自粛							解除

オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、家庭内で感染があった場合も含め、無症状で2日にわたる検査が陰性であった場合、5日目に待機を解除することが可能となりました(医療従事者を含むエッセンシャルワーカーについては以前から同様の取り扱い)。それに加え、事業所に必要な場合、事業所による検査で毎日陰性が確認されれば、事業者の責任において、業務に従事させます。

**Q** 一人でも陽性者が出た場合、休診にしなければなりませんか?

**A** 適切に感染予防策(標準予防策・飛沫感染対策・接触感染対策)を講じて診療している場合は原則、行政検査の対象にはなりません。そのため、濃厚接触者の特定と院内の消毒が終わり次第、診療を再開継続しても差し支えありません。

**Q** 陽性者が出た場合、全員検査しなければなりませんか?

**A** 一律に全員検査する必要はありません。症状がある場合は検査を促してください。

### 濃厚接触者の待機期間

市区町村名 又は 保健所名	人口	一般診療所			歯科診療所				
		基準数 A	現在数 B	過不足数 (B-A)	基準数 C	現在数 D	過不足数 (D-C)		
盛岡市	285,859	239	266	224	-15	120	193	192	72
宮古市	50,422	43	34	25	-18	22	19	19	-3
大船渡市	34,796	29	28	21	-8	15	17	17	2
花巻市	93,962	79	71	52	-27	40	34	33	-7
北上市	92,339	77	64	55	-22	39	40	40	1
久慈市	33,713	29	22	15	-14	15	12	12	-3
遠野市	25,896	22	17	13	-9	11	10	10	-1
一関市	112,639	94	84	60	-34	47	47	47	0
陸前高田市	18,483	16	8	6	-10	8	7	7	-1
釜石市	31,840	27	19	13	-14	14	15	15	1
三戸市	25,083	21	20	14	-7	11	14	14	3
八幡平市	24,659	21	13	8	-13	11	9	9	-2
奥州市	112,402	94	91	70	-24	47	50	50	3
滝沢市	55,624	47	23	17	-30	24	18	18	-6
(岩手郡)									
零石町	16,071	14	10	5	-9	7	6	6	-1
葛巻町	5,902	5	3	1	-4	3	3	3	0
岩手町	12,764	11	12	10	-1	6	5	5	-1
(紫波郡)									
紫波町	33,049	28	18	16	-12	14	12	12	-2
矢巾町	26,979	23	20	17	-6	12	14	14	2
(和賀郡)									
西和賀町	5,333	5	5	2	-3	3	2	2	-1
(胆沢郡)									
金ヶ崎町	15,337	13	12	5	-8	7	6	6	-1
(西磐井郡)									
平泉町	7,291	7	3	1	-6	4	2	2	-2
(気仙郡)									
住田町	5,179	5	2	1	-4	3	2	2	-1
(上閉伊郡)									
大槌町	11,308	10	8	5	-5	5	4	4	-1
(下閉伊郡)									
山田町	14,938	13	3	2	-11	7	3	3	-4
岩泉町	8,822	8	7	2	-6	4	4	4	0
田代町	3,175	3	3	1	-2	2	2	2	0
善代村	2,545	3	2	1	-2	2	1	1	-1
(九戸郡)									
軽米町	8,224	7	6	3	-4	4	3	3	-1
野田村	4,144	4	3	1	-3	2	1	1	-1
九戸村	5,256	5	3	1	-4	3	1	1	-2
洋野町	15,923	14	6	3	-11	7	5	5	-2
(二戸郡)									
一戸町	11,296	10	10	7	-3	5	5	5	0

## 33市町村のうち 医療は全市町村、 歯科21市町村が診療所不足

### ―福祉医療機構の診療所調―

独立行政法人福祉医療機構の「医療貸付事業」の、無床診療所の新築融資の可否及び増改築融資の利率は、各市町村の人口比における診療所の過不足判定によって決まります。

令和4年6月30日までの申込み適用される令和3年度診療所調は表の通りです。

「基準数」A、Cは各市町村人口に一般診療所が1/1200、歯科診療所が1/2400をそれぞれ

### 不足地域

表の「過不足数」がマイナスのところは診療所不足地域とされ、新築融資が利用可能です。既存施設の増改築融資も利率

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資

金の「甲種増改築資金」は10年以内、20年以内の返済で0.4%～0.6%、乙種では同0.9%～1.1%となっています。

「過不足数」が0、正数の地域は診療所充足地域として新築融資の対象から外れます。既存施設の増改築も甲種より利率の高い乙種となります。ただ、平成30年度から「在宅療養支援(歯科)診療所」を新設する場合は充足地域でも新築融資が利用可能となりました。

3月1日現在、新築資



# コロナ禍の税務調査 仙台国税局交渉

毎年、東北ブロック合同で仙台の国税局にて行っていた国税局交渉は、新型コロナウイルス感染拡大で今年は要望項目を事前に送付、1月28日(金)、回答を電話にていただく形式となりました。詳細は当会ホームページの会員ページに掲載しております。紙面では新型コロナウイルスに関する質疑・応答をお伝えします。

## — 2021年度 仙台国税局交渉記録 —

- 日時：2022年1月28日(金) 11:00~11:40
- 場所：電話による回答(対応は岩手協会事務所内にて)
- 仙台国税局：総務課課長補佐 門間清高氏

以下、東北=東北ブロック、国税=仙台国税局門間氏

### 新型コロナウイルス感染拡大における 医療機関への税務調査について

#### 【要望項目】

新型コロナウイルス感染拡大における医療機関への税務調査について新型コロナウイルス感染拡大により、医療機関では、スタッフや患者間の感染防止や、外部との接触の制限など、日々対応に追われています。感染拡大が収束するまで、事前通知のない調査はもたらぬこと、不要不急の調査は行わず、調査を実施する際にも、日程延期の配慮やPCR検査結果の提示など、感染予防を徹底してください。また、万が一、調査員の感染が確認されたことにより、医療機関が業務停止となった際は、責任を持って補償してください。

#### 【国税局の回答】

税務調査では、納税者が不公平感を持たないよう適正な調査を行っている。事前通知などにより実施時期、場所、方法を提示し、納税者から申し出があった場合は、丁寧に聞き取りをして、改めて調整を行うなど、納税者の状況に応じて柔軟に対応している。

感染防止のために、納税者との距離の確保、マスク・手洗い等を徹底し、調査員には、管理者の確認のもと、ワクチン接種済であること、検温、咳・発熱の有無等を確認しており、現地でも人数、時間を可能な限り最小限とするようにしている。調査は、納税者の理解と協力のもと実施するものであり、調査を受けることができない理由などがある場合、調査担当者にその旨申し出てほしい。

東北) オミクロン株の感染拡大が全国的に広がっているが、現在、東北管内での医療機関への税務調査は実施されているのか。

国税) 正直なところ、これからの確定申告の対応に注力している状況である。これだけウイルスが猛威を奮っている現状では、調査実施の検討すらしていない。

東北) それ以前は医療機関への調査は実施されていたのか。

国税) 感染状況をみながら対応している。

東北) 現場では、自分やスタッフが感染したり濃厚接触者認定されると、長期間の休診を余儀なくされ、経営的にも地域医療にも大きな影響がある。税務署員が対策をしていたとしても、感染する可能性を否定できないと思う。調査を受ける医療機関のリスクが大きい。

国税) このような状況なので、調査の必要性ということをまずは考えている。そして、相手方の状況や心情を踏まえた上で、調査するよう指示している。繰り返すが、納税者の理解と協力を得た上で調査を実施するよう努めている。

東北) 先程、調査を受けることができないという場合も申し出ていただければという回答があったが。

国税) そのとおり。その心情や状況など、受けることができない理由を担当者に申し出てほしい。

東北) 税務調査時に、調査員が感染して、納税者が濃厚接触者と認定された場合、営業停止期間の補償などはどう考えているのか。

国税) 先にも述べたとおり、調査担当者の感染予防策は徹底するよう指導している。

東北) ウイルスの性質や現在の感染状況からみても、税務署員が日常生活を送っている以上、その対策だけで感染を防げる保証はない。無症状者も多くいる。

国税) 仮にそうなった場合は、個々の事案で判断すべきものであり、国家賠償法に基づいた対応となるかと思う。要件も様々であり、具体的な回答はできない。

東北) with コロナの時代において、今後こういうことが起こることを想定した補償制度を作っておくべきである。現時点では、国家賠償法に基づいて対応するということがよいか。

国税) その理解でよい。



「保険医の経営と税務 2022年版」

日々の記帳・税務対策のための必須書。日常業務、開業・継承・閉院の他、相続・贈与、勤務医・スタッフの税務、消費税など解説。新型コロナ補助金等にも対応。

会員の先生には1冊無料で進呈。

定価 1,500円

## 連載

### 2回

# 有事と平時の間で

## 傍観者の心に去来すること

岩手県保険医協会会長 南部 淑文

### 救済活動

岩手県では、医師・歯科医師とも99%が医師会・歯科医師会に入会しており、救済活動は両会が主導となるのは必然であった。当会としては、被災した会員には、箱石会長はじめ役員が手分けをして、お見舞い金や救済物資を届けて激励し、協会への要望を聴取した。歯科医療支援として宮古市田老にある避難所の「グリーンピア三陸みやこ」を1週間置きに3回訪れ

#### 会員計報

- 石田 薫先生 盛岡市 歯科 2月1日 享年75歳
- 本田 健夫先生 奥州市 医師 2月8日 享年91歳
- 三田 透先生 盛岡市 歯科 3月5日 享年74歳

ご冥福をお祈り  
申し上げます

た。青森県八戸市から熊坂先生を中心としたグループにも来て頂いていたが、こちらは田老の山本歯科医院(院長は山本正徳宮古市長、6月に4選)から個人的に仮設歯科診療所の開設に協力を要請されたとのこと。最新の機器を携行し技工士と衛生士を伴う大軍団で治療をしていた。当会も、他県の方に全面的に任せればかりもいられないと、各院の訪問診療機器を掻き集めて、言わば押つけ取りで駆け付けたわけだが、有時の歯科医療の必要のピークは過ぎており、十日の菊六日の藁浦の体。その後、近くで仮設ながら本格的な診療の目処がたち、同避難所における歯科医療支援は4月17日で終了した。

その避難所に医師が一人おり、みるからに獅子奮迅の活動をしていて、とてもわれわれ歯科医師団と懇談する雰囲気さえない程に忙しそうだった。丁度地元元の歯科医師会長が視察にきていたが、その医師は緊急の注

- 1、2022年1月期活動報告並びに2022年2・3月期活動計画が承認された
- 2、第45回定期総会について前回同様総会のみ行うこととなった
- 3、支払基金に対する要望書を送付することが承認された
- 4、補聴器購入等の助成を求め要請書及び陳情書を県内市町村及び市町村議会に送付することが承認された
- 5、保団連絡サービスの登録について、会員に案内を行うことが承認された
- 6、劇団四季ミュージカル「家内」を行うことが承認された

大阪保険医雑誌より転載

